

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（後期計画）

概 要 版

令和 3 年 3 月

竹 富 町

< 概要版目次 >

| | |
|--------------------------|----|
| 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要 | 1 |
| ● 計画策定の法的根拠 | 1 |
| ● 計画の位置づけ | 1 |
| ● 計画の目標年度 | 2 |
| ● ごみ処理基本方針 | 3 |
| | |
| 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 | 4 |
| ● ごみ処理体制 | 4 |
| ● ごみ処理の実績 | 12 |
| ● ごみ処理の課題 | 15 |
| ● 将来ごみ排出量の目標値 | 17 |
| ● ごみ処理計画 | 18 |

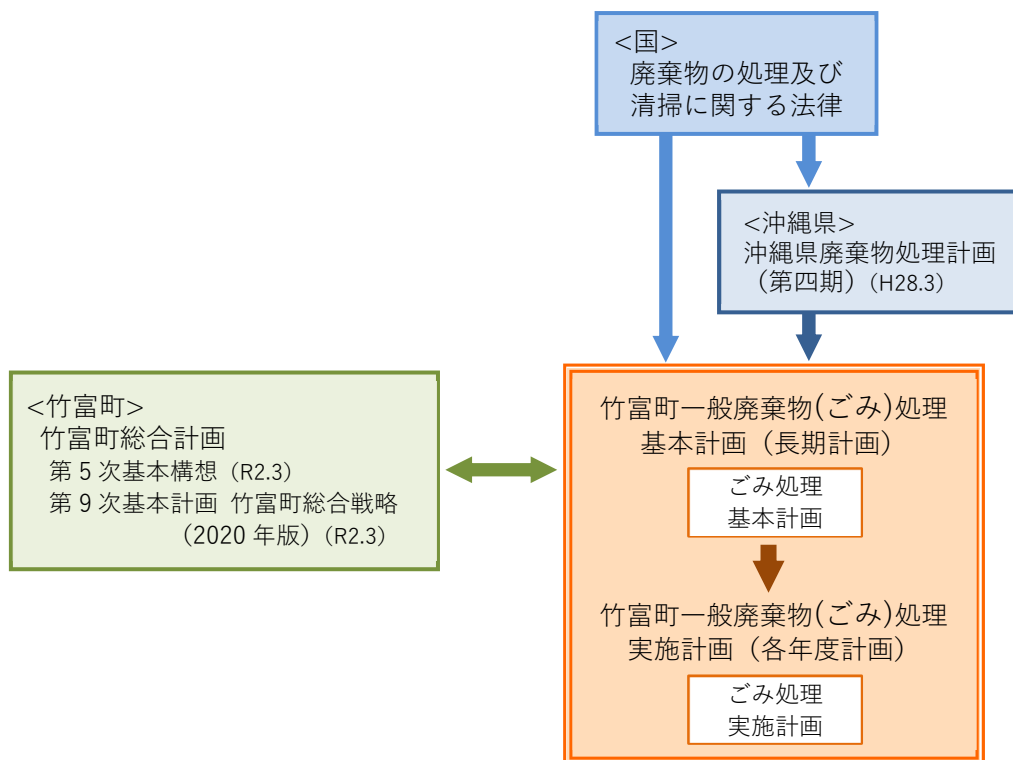
竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

● 計画策定の法的根拠

ごみ処理基本計画（以下、基本計画という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、当該市町村の区域内のごみ処理に関する基本的な事項について定めるものとして、策定が義務づけられている計画です。

なお、計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」が示されています。

● 計画の位置づけ



竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の関係法令・計画との関係

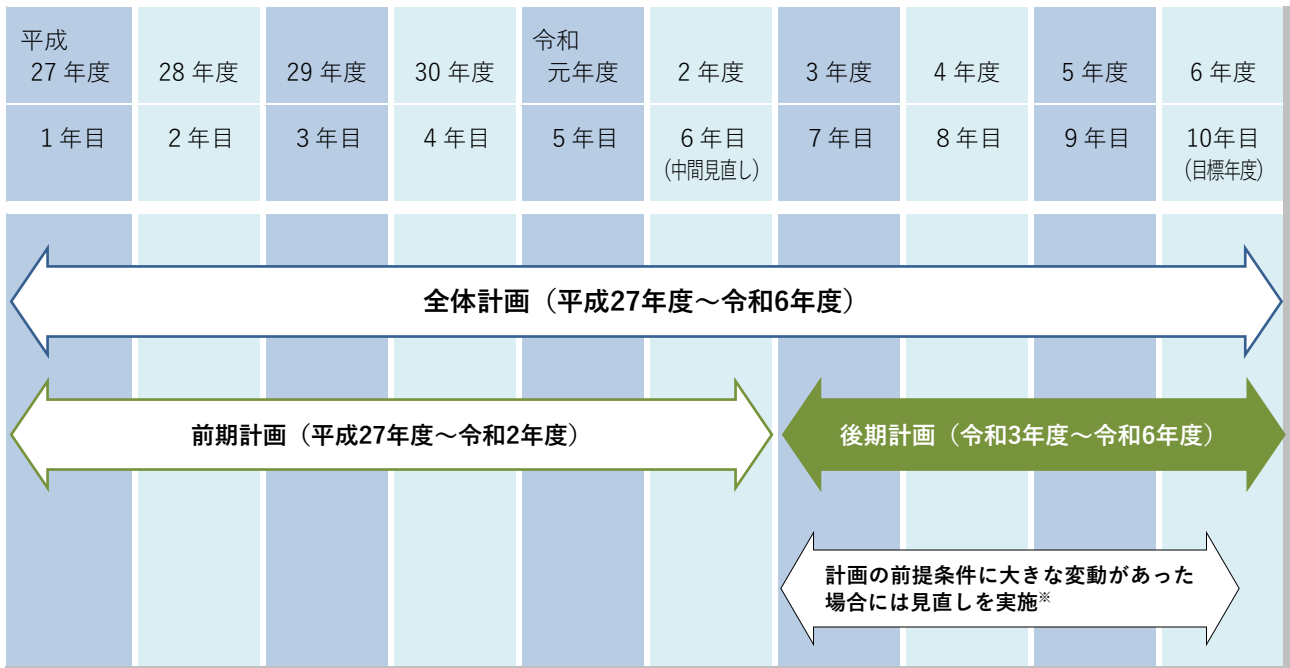
竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

● 計画の目標年度

本計画の目標年度は、平成 27 年度を初年度とする 10 年間の長期計画で令和 6 年度を計画目標年度としています。

なお、計画期間において、おおむね 5 年ごとに改定を行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合等にも見直しを行っていくものとしており、今回は計画期間 6 年目における中間見直しとなっています。

計画の目標年度 令和 6 年度



※ 環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」によると「おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切である」とされています。

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の期間

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

● ごみ処理基本方針

ごみ処理の基本方針は、前期計画の基本方針を基本とし、①ごみの減量化の推進、②再生利用率の向上、③ごみの適正処理、④普及・啓発の推進の4つとします。

本町ではこれまでごみの分別収集、資源化等の実施により「循環型社会」の構築に向けて取り組んできたところです。今後もこれまでの政策を継続して実施し、**ごみとなるものを断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）**に努め、資源として再生可能なものについては**再生利用（リサイクル）**を図る、いわゆる「4R」を推進します。ただし、ごみの削減のための取組としては、これら「4R」にとどまらず、壊れた物を**修理（リペア）**して長く使い続けたり、着なくなった服などを**作り直す（リフォーム）**などの取組についても推進していくものとします。

竹富町のごみ処理に関する基本方針

①ごみの減量（リデュース）化の推進

竹富町はごみの発生源となりそうなものは極力減量化します。また、住民、来訪者に対して、エコバッグ利用等によるごみの減量化の推進を呼びかけます。

②再生利用（リサイクル）率の向上

竹富町は廃棄物を資源として再利用できるように適切な分別の方針を示し、その収集と処理を実施します。また、住民、来訪者に対して、資源ごみの分別の徹底を呼びかけます。

③ごみの適正処理

竹富町はリサイクル等が困難なごみについては、適正な焼却処理・焼却灰の埋立処分等を行い、住民、来訪者に対して、野焼きや不法投棄等の防止を呼びかけます。

④普及・啓発の推進

竹富町は町民1人1人がごみの排出抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）、リサイクルの推進、不法投棄の防止等の意識を高めるよう普及・啓発に取り組めます。

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

● ごみ処理体制

本町のごみの収集・運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみについては、委託業者により行われ、事業所やスーパーマーケット等から排出される事業系ごみについては、許可業者により行われています。

ごみの中間処理は、各島（竹富島、黒島、小浜島、西表島、鳩間島、波照間島）に設置してある小型焼却炉施設及び西表島にある竹富町リサイクルセンターのリサイクル施設において行っています。また、竹富町リサイクルセンターには最終処分場が設置されており、焼却残渣や不燃残渣等の埋立処分も行っています。

小型焼却炉施設においてはもやすごみの焼却処理が行われ、竹富町リサイクルセンターにおいては、各島から集められたもやさないごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎・選別・圧縮処理を行っています。新城島は小型焼却炉がないため、新城島で排出されたもやすごみは新城ごみ仮置所に一時保管を行い、西表島へ搬出され焼却処理されています。

また、一部の大型ホテルについては、本町より自家処理を要請し、実施しています。

以下に収集・運搬の概要とごみ処理の流れを示します。

収集・運搬の概要

収集区域：竹富町全域

収集業者：生活系ごみ・・・委託業者
事業系ごみ・・・許可業者（一部大型ホテル自家処理有り）

収集方式：各戸収集方式（生活系ごみ）

分別収集：生活系ごみ・・・もやさないごみ、有害ごみ、もやすごみ、資源ごみ、粗大ごみ、（5種分別）

事業系ごみ・・・もやさないごみ、有害ごみ、もやすごみ、資源ごみ、粗大ごみ、（5種分別）

※上記の「資源ごみ」は、さらにペットボトル類、プラスチック・ビニール類、カン類に細分されます。

竹富島のごみ処理の流れ



- 「もやさないごみ」「粗大ごみ」
「資源ごみ」は リサイクル施設 にて
破碎・選別・圧縮により再資源化
- 「焼却残渣」「処理残渣」※2 「有害ごみ」は
埋立処分地施設へ

※2 「処理残渣」はリサイクル施設にて破碎・選別・圧縮処理後、
資源化出来ずに残ったものです

- 「もやすごみ」は
小型焼却炉にて
焼却処理
- 「ペットボトル」は
圧縮処理後石垣島
を經由し沖縄本島へ

「焼却残渣」※1 「もやさないごみ」
「粗大ごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」

※1 小型焼却炉によって焼却処理された
「もやすごみ」は「焼却残渣」として
搬出され、埋立処分地施設にて
最終処分を行っています

竹富島のごみ処理の流れ

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

黒島のごみ処理の流れ



※2 「処理残渣」はリサイクル施設にて破碎・選別・圧縮処理後、資源化出来ずに残ったものです

黒島のごみ処理の流れ

小浜島のごみ処理の流れ



小浜島のごみ処理の流れ

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

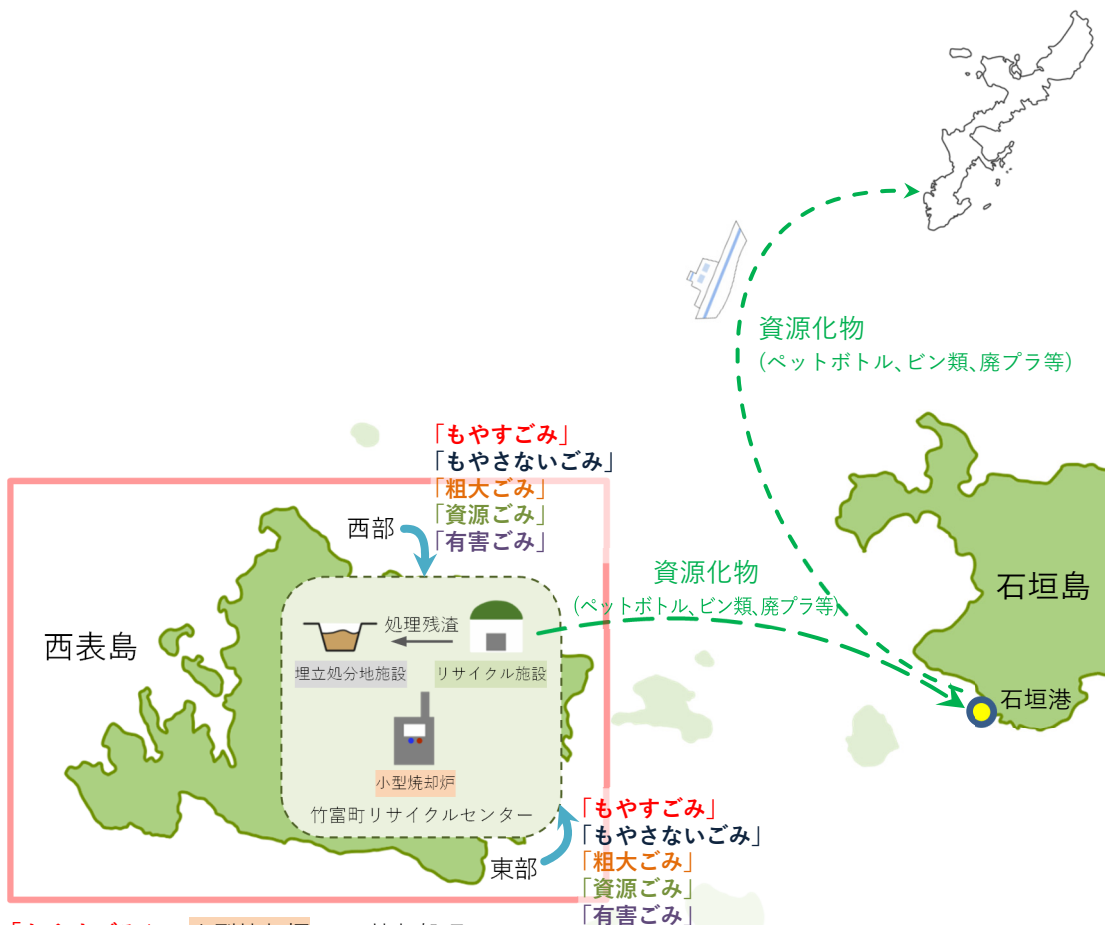
新城島のごみ処理の流れ



- 「もやすごみ」「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」は、一定量貯留されたら1年に2回程度、竹富町リサイクルセンター（西表島）へ搬出しています
- 「ペットボトル」は、竹富町リサイクルセンター（西表島）にて圧縮処理後、石垣島を經由し沖縄本島へ

新城島のごみ処理の流れ

西表島のごみ処理の流れ



- 「もやすごみ」は 小型焼却炉 にて焼却処理
- 「ペットボトル」は圧縮処理後、石垣島を經由し沖縄本島へ
- 「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」は
リサイクル施設 にて破碎・選別・圧縮により再資源化
- 「焼却残渣」※1 「処理残渣」※2 「有害ごみ」は
埋立処分地施設へ

※1 小型焼却炉によって焼却処理された「もやすごみ」は「焼却残渣」として搬出され、埋立処分地施設にて最終処分を行っています

※2 「処理残渣」はリサイクル施設にて破碎・選別・圧縮処理後、資源化出来ずに残ったものです

西表島のごみ処理の流れ

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

鳩間島のごみ処理の流れ

- 「もやすごみ」は 小型焼却炉 にて焼却処理
- 「ペットボトル」は圧縮処理後、石垣島を經由し沖縄本島へ



- 「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」は リサイクル施設 にて破碎・選別・圧縮により再資源化
- 「焼却残渣」「処理残渣」※2「有害ごみ」は 埋立処分地施設へ

※2 「処理残渣」はリサイクル施設にて破碎・選別・圧縮処理後、資源化出来ずに残ったものです

鳩間島のごみ処理の流れ

波照間島のごみ処理の流れ



- 「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」は
リサイクル施設にて破碎・選別・圧縮により再資源化
 - 「焼却残渣」「処理残渣」※2「有害ごみ」は
埋立処分地施設へ
- ※2「処理残渣」はリサイクル施設にて破碎・選別・圧縮処理後、
資源化出来ずに残ったものです



- 「もやすごみ」は小型焼却炉にて焼却処理
 - 「ペットボトル」は圧縮処理後、
石垣島を経由し沖縄本島へ
- 「焼却残渣」※1「もやさないごみ」「粗大ごみ」
「資源ごみ」「有害ごみ」
- ※1 小型焼却炉によって焼却処理された「もやすごみ」は
「焼却残渣」として搬出され、埋立処分地施設にて
最終処分を行っています

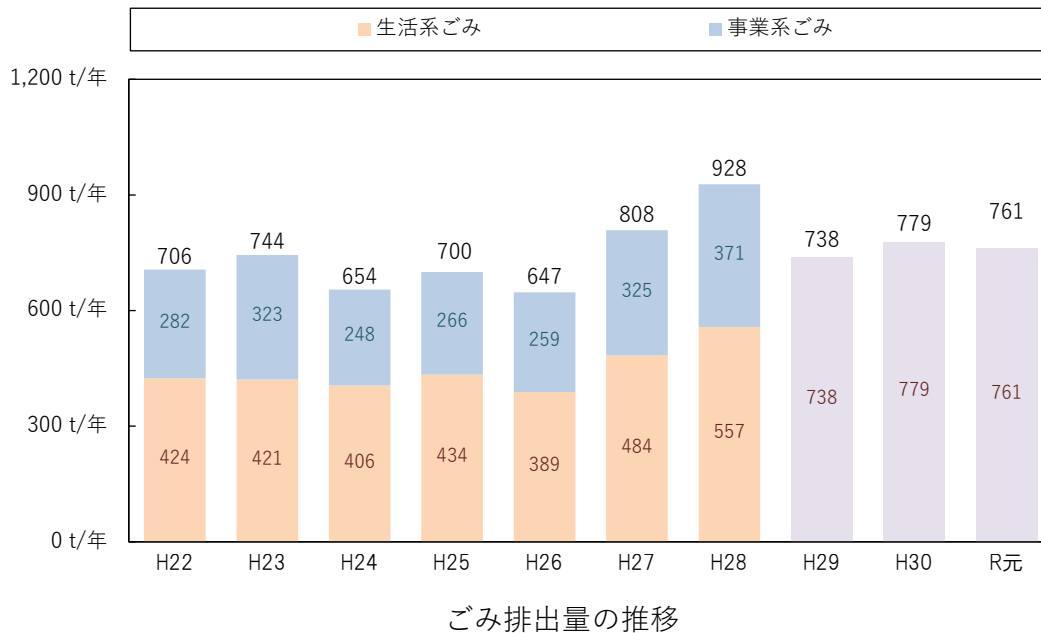
波照間島のごみ処理の流れ

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

● ごみ処理の実績

1. ごみの総排出量

本町のごみ総排出量は令和元年度において761トンとなっています。なお、生活系のごみと事業系のごみは同一業者により同時に収集していることから、その内訳量は不明です。



ごみ排出量の推移

| 年度 | 項目 | 人口 (人) | 生活系ごみ (t/年) | 事業系ごみ (t/年) | 総排出量 (t/年) |
|----------|----|--------|-------------|-------------|------------|
| 平成 22 年度 | | 4,056 | 424 (60.1%) | 282 (39.9%) | 706 |
| 平成 23 年度 | | 4,031 | 421 (56.6%) | 323 (43.4%) | 744 |
| 平成 24 年度 | | 4,037 | 406 (62.0%) | 248 (38.0%) | 654 |
| 平成 25 年度 | | 4,107 | 434 (62.0%) | 266 (38.0%) | 700 |
| 平成 26 年度 | | 4,222 | 389 (60.1%) | 259 (39.9%) | 647 |
| 平成 27 年度 | | 4,250 | 484 (59.9%) | 325 (40.1%) | 808 |
| 平成 28 年度 | | 4,302 | 557 (60.1%) | 371 (39.9%) | 928 |
| 平成 29 年度 | | 4,305 | — | — | 738 |
| 平成 30 年度 | | 4,410 | — | — | 779 |
| 令和元年度 | | 4,368 | — | — | 761 |

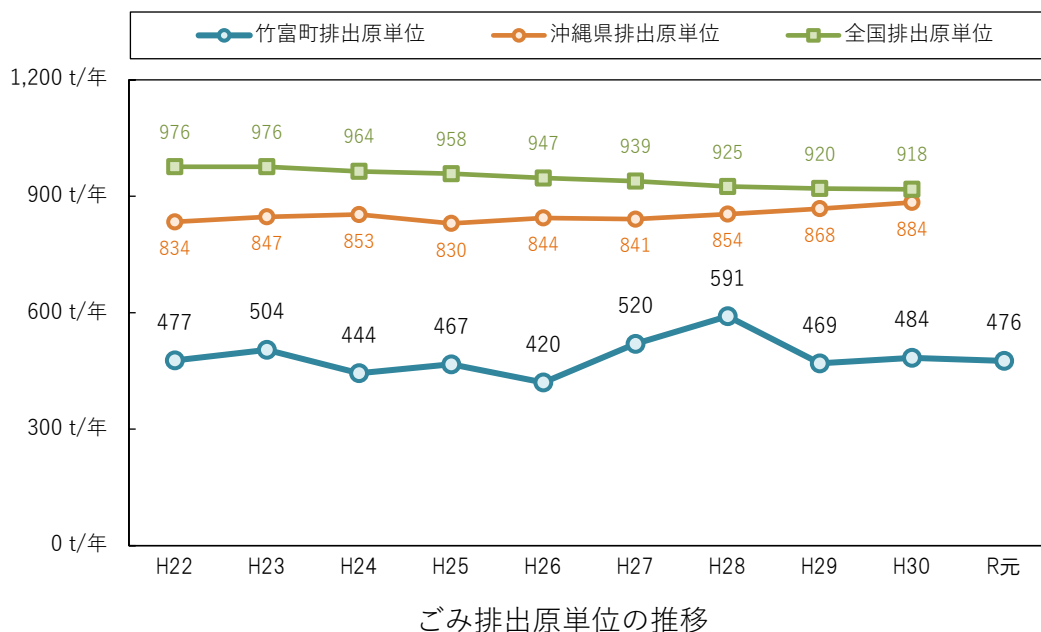
※単位未満の値を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

※（ ）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

また、本町の1人1日当たりのごみ排出量（以下、「ごみ排出原単位」という。）は令和元年度において476グラムとなっており、これは全国や沖縄県のごみ排出原単位が約900グラム前後であるのと比べると低水準の値となっています。



ごみ排出原単位の推移

| 年度 | 項目 | 人口 (人) | 竹富町 (g/人・日) | | | 沖縄県 (g/人・日) | 全国 (g/人・日) |
|----------|----|--------|-------------|-------|-----|-------------|------------|
| | | | 生活系ごみ | 事業系ごみ | 合計 | | |
| 平成 22 年度 | | 4,056 | 287 | 190 | 477 | 834 | 976 |
| 平成 23 年度 | | 4,031 | 285 | 219 | 504 | 847 | 976 |
| 平成 24 年度 | | 4,037 | 275 | 169 | 444 | 853 | 964 |
| 平成 25 年度 | | 4,107 | 290 | 177 | 467 | 830 | 958 |
| 平成 26 年度 | | 4,222 | 252 | 168 | 420 | 844 | 947 |
| 平成 27 年度 | | 4,250 | 311 | 209 | 520 | 841 | 939 |
| 平成 28 年度 | | 4,302 | 355 | 236 | 591 | 854 | 925 |
| 平成 29 年度 | | 4,305 | — | — | 469 | 868 | 920 |
| 平成 30 年度 | | 4,410 | — | — | 484 | 884 | 918 |
| 令和元年度 | | 4,368 | — | — | 476 | — | — |

※ごみ排出原単位は、p12のごみ排出量に基づき、算出しています。

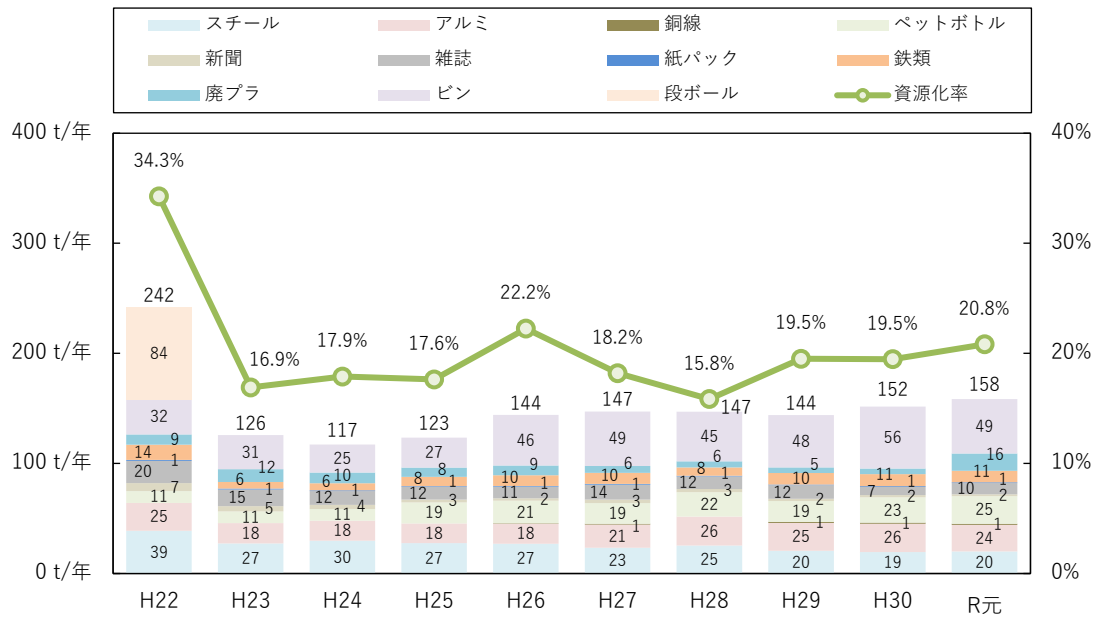
※単位未満の値を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

2. ごみの資源化状況

本町のごみ資源化の状況は令和元年度においてビンが最も多く 49 トン（総排出量に対し約 6.5%）、以下、ペットボトル 25 トン（同約 3.3%）、アルミ 24 トン（同約 3.2%）の順となっています。資源化量は全品目合計で 158 トンとなっており、総排出量の 20.8%となっています。



ごみ資源化状況の推移

ごみ資源化状況の推移

単位：t/年

| 項目 年度 | スチール | アルミ | 銅線 | ペット ボトル | 新聞 | 雑誌 | 紙パック | 鉄類 | 廃プラ | ビン | 段ボール | 合計 |
|----------|------|-----|----|------------|----|----|------|----|-----|----|------|----------------|
| 平成22年度 | 39 | 25 | — | 11 | 7 | 20 | 1 | 14 | 9 | 32 | 84 | 242 (34.3%) |
| 平成23年度 | 27 | 18 | — | 11 | 5 | 15 | 1 | 6 | 12 | 31 | 0 | 126 (16.9%) |
| 平成24年度 | 30 | 18 | — | 11 | 4 | 12 | 1 | 6 | 10 | 25 | 0 | 117 (17.9%) |
| 平成25年度 | 27 | 18 | — | 19 | 3 | 12 | 1 | 8 | 8 | 27 | 0 | 123 (17.6%) |
| 平成26年度 | 27 | 18 | 0 | 21 | 2 | 11 | 1 | 10 | 9 | 46 | 0 | 144 (22.2%) |
| 平成27年度 | 23 | 21 | 1 | 19 | 3 | 14 | 1 | 10 | 6 | 49 | 0 | 147 (18.2%) |
| 平成28年度 | 25 | 26 | 0 | 22 | 3 | 12 | 1 | 8 | 6 | 45 | 0 | 147 (15.8%) |
| 平成29年度 | 20 | 25 | 1 | 19 | 2 | 12 | 0 | 10 | 5 | 48 | 0 | 144 (19.5%) |
| 平成30年度 | 19 | 26 | 1 | 23 | 2 | 7 | 1 | 11 | 5 | 56 | 0 | 152 (19.5%) |
| 令和元年度 | 20 | 24 | 1 | 25 | 2 | 10 | 1 | 11 | 16 | 49 | 0 | 158 (20.8%) |

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※（ ）内はごみ総排出量に対する割合です。

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

● ごみ処理の課題

本町における主なごみ処理課題は以下のとおりとなっています。

排出抑制に関する課題

- ・意識啓発活動をさらに推進する必要がある
- ・環境教育をさらに推進する必要がある
- ・マイバッグの普及を推進する必要がある
- ・過剰包装による包装廃棄物の発生抑制をさらに推進する必要がある
- ・使い捨て製品（割ばしやプラスチック製コップ、ストロー等）の使用抑制を推進する必要がある
- ・多量排出事業者へのごみの排出抑制への協力をさらに推進する必要がある
- ・不要品等の流通網の活性化を図る必要がある
- ・適宜手数料の適正化を検討する必要がある
- ・粗大ごみの修理、再使用を行い発生量を減らす必要がある
- ・作りすぎや買いすぎのため廃棄される食品（食品ロス）を減らす必要がある

収集・運搬に関する課題

- ・分別排出の徹底を推進する必要がある
- ・排出日・排出時間の厳守徹底を、さらに推進する必要がある
- ・暴風警報発令時のごみ排出禁止の周知を徹底する必要がある
- ・高齢者や障がい者等のごみ排出時の支援をさらに推進する必要がある
- ・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある
- ・指定ごみ袋の使用を徹底し、料金について適宜検討する必要がある
- ・収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）をさらに推進する必要がある
- ・状況に対応し、分別種類を増やす（見直す）必要がある
- ・事業者へ資源ごみ等の分別徹底に対する更なる啓発を行う必要がある
- ・適正処理困難物の回収ルートを確保する必要がある
- ・集合住宅（アパート等）への排出ルール遵守を啓発する必要がある
- ・ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底及び周知手法の改善が必要である
- ・カラスや野良ネコ等によるごみの散乱対策を啓発する必要がある

資源化に関する課題

- ・生ごみの資源化をさらに推進する必要がある
- ・生ごみ処理機購入補助を推進する必要がある
- ・廃食用油のリサイクルを、さらに推進する必要がある
- ・有価物の自主回収（店頭回収等）をさらに推進する必要がある
- ・資源化ルートを確立する必要がある
- ・資源化対象品目の見直し、追加等を行う必要がある
- ・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある
- ・家電リサイクル法に係る収集運搬料金の低減化を検討する必要がある
- ・不要品等の流通網の活性化を図る必要がある
- ・資源ごみの効率的な資源化を行うため収集方法の見直しを検討して行く必要がある

中間処理に関する課題

- ・ごみ処理施設への負荷低減（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある
- ・焼却施設からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）を、さらに推進する必要がある
- ・ごみ処理コストを、さらに低減（燃料、電気使用量の低減の取り組み等）する必要がある
- ・ごみ処理広域化を検討する必要がある
- ・中間処理施設による処理不適物（産業廃棄物等）の混入を防ぐよう指導する必要がある
- ・施設の適正な維持管理を継続していく必要がある

最終処分に関する課題

- ・安定した処分が可能な最終処分場を確保する必要がある
- ・資源化による最終処分量の軽減を推進する必要がある
- ・廃プラスチック処分方法の見直し（焼却処理の検討、最終処分場の延命化等）を行う必要がある
- ・埋立処分施設の延命化を推進する必要がある
- ・最終処分場の適正維持・管理により延命化を推進する必要がある
- ・埋立対象品目の見直し（焼却処理の検討）を行い、最終処分量の軽減を推進する必要がある
- ・残余容量の適正な管理を行っていく必要がある

不法投棄に関する課題

- ・不法投棄頻出箇所のパトロールを、さらに強化する必要がある
- ・不法投棄頻出箇所への看板等の設置を、さらに推進する必要がある
- ・不法投棄がしにくい環境の整備（不法投棄頻出箇所の美化活動等）を推進する必要がある
- ・不法投棄頻出箇所へ、監視カメラの設置を検討する必要がある
- ・他市町村の事例を参考にしながら効果的な不法投棄対策の検討を行う必要がある

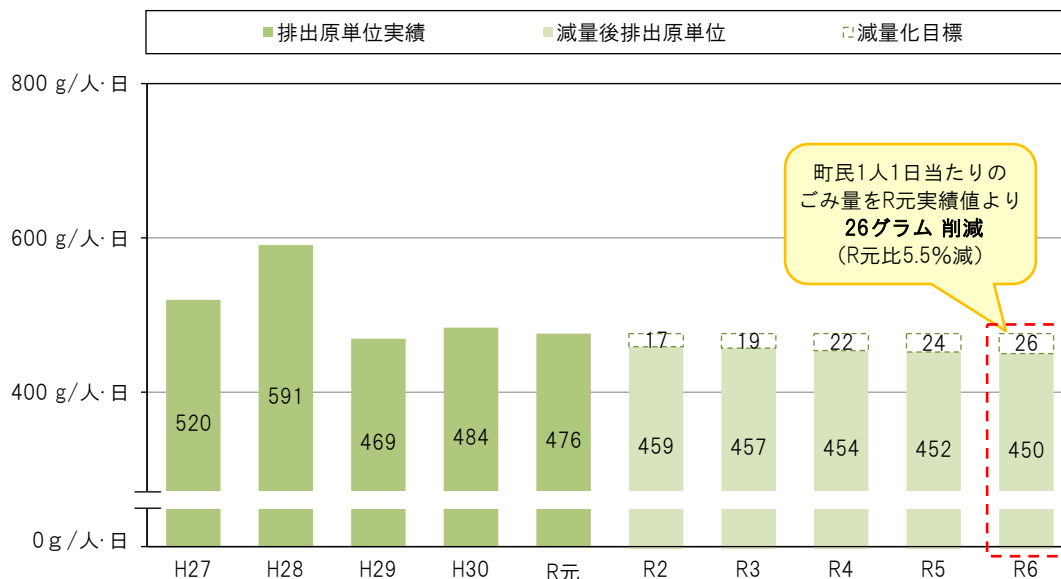
竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

● 将来ごみ排出量の目標値

本町におけるごみの減量化目標は、前期計画の目標を堅持するものとし、令和6年度に450グラム/人・日とすることを目標とします。

なお、直近5年間の実績値は、平成29年度を除き、平成25年度実績値を上回っている状況にあり、ごみ減量化目標の達成のためには一層のごみ排出抑制への取組が求められます。

| 【 竹富町のごみ減量化目標値 】 | | |
|------------------|------------------------|--|
| | 令和元年度 実績値 | → 令和6年度 目標値 |
| ごみ排出量 | 761トン/年 (476 g/人・日) | → 令和元年度比 1人1日当たり26gの削減 (450 g/人・日) |



減量化目標値の令和元年度実績値との比較

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

● ごみ処理計画

これまでの本町におけるごみ処理に関する現状や課題を踏まえ、今後ごみの減量及び適正かつ円滑なごみ処理を行うための計画を各項目別に設定します。

1. 排出抑制・再資源化計画

ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの取り組みを推進し、循環型社会の形成を構築するにあたっては、行政、住民、事業者の三者が一体となった取り組みを行っていく必要があります。それぞれの役割分担のもとに協力しあいながら、各種方策を実施していくものとなります。

以下にそれぞれの主体における方策事例を示します。

①行政における方策事例

- 意識啓発のための広報活動、美化運動の推進・支援（優先度：高）
（ポスター・パンフレット等の作成、配布、説明会等の開催）
- 小中学校での環境教育の徹底（副読本の作成、施設見学の推進）（優先度：高）
- マイバッグ運動の推進（優先度：高）
- 公共施設における再生品の使用促進（優先度：高）
- ごみ減量アイデア集の発行（優先度：高）
- 各種イベントの定期的開催（フリーマーケット等）（優先度：中）
- ごみ減量等に関する講演会等の開催（優先度：中）
- 事業者に対する指導及び研修活動（優先度：中）
- 収集業者、ごみ処理施設作業員、担当職員の育成（優先度：中）

②住民における方策事例

- 町の実施するごみ処理に関する各種施策への協力
- ごみの分別排出の徹底（適正排出）
- 生ごみの堆肥化（コンポスター等の活用）
- 消費活動の計画化
 - ・食料品は食べ残しがないような、量と質を考慮して購入する。
 - ・紙コップ、紙皿、割ばし等の使い捨て製品の使用を控える。
 - ・衣類や耐久消費材はリフォームして長期間使用する。また、不用となった場合は不用品交換やフリーマーケット等にて再利用を図る。
 - ・シャンプー、洗剤、清涼飲料、調味料等の容器は再利用（詰め替え等）可能なものを選定する。
 - ・一時的な使用にとどまるものはレンタル品の利活用を図る。
- 住民活動の実施
 - ・エコ活動（4 R等の実施）
 - ・再生資源を用いた製品の使用運動
 - ・ごみのポイ捨てをやめる運動
 - ・過剰包装の自粛運動
 - ・ごみの分別運動
 - ・マイバッグ運動
- 活動情報の共有化
 - ・ポスター・パンフレットの作成
 - ・イベント・フェア等の開催
 - ・先進地視察等の実施

※4 Rとは、リフューズ（いらぬものを断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（使えるものは繰り返し使う）、リサイクル（ごみを再資源化する）の頭文字の4つのRのこと。これら以外にもリペア（壊れたものを修理）やリフォーム（着なくなった服などを作り直す）、リバイ（リサイクル品やリユース品を購入）等のRもある。

③事業者における方策事例

●サービス提供段階での方策

- ・販売店等での過剰包装をしない。
- ・飲食の提供にあたっては、使い捨ての割ばしやプラスチック製コップ、プラスチック製ストロー等の使用を控える。
- ・食品ロス削減を促進する。
- ・リサイクル商品の販売、利用を促進する。

●事業所における方策

- ・無駄なコピー等を行わない。（両面コピーの活用）
- ・事業所内での紙の分別を行う。
- ・再生紙の使用を促進する。
- ・紙を使わない事務処理方式を検討・採用する。
- ・一時的な利用にとどまるものはレンタル品の利活用を促進する。
- ・マイボトルやマイ箸の使用を促進する。
- ・会議等においてペットボトル飲料の提供やプラスチック製使い捨てコップ等の使用を控える。

2. 収集・運搬計画

本町におけるごみの収集・運搬に係る計画は以下のとおりです。

- ・収集区域は、原則として町内全域において実施します。
- ・収集方式は、「各戸収集」を基本として実施します。
- ・ごみの分別種類及び収集頻度については、下表に示します。

ごみ分別種類及び収集頻度

| 分別区分 | 収集頻度 | 主な品目等 |
|---------|------|--|
| もやさないごみ | 1回/週 | ビン類、アルミホイル、ポリバケツ・ポリ容器、子ども用おもちゃ、CD・カセット・ビデオテープ、刃物類、化粧ビン、プラスチックの食器類、ハブラシ、乾電池、靴類、なべ、かばん、ベルト、陶器類、スプレー缶、ガラスコップ、小型家電製品 等 |
| 有害ごみ | 1回/週 | ライター、ボタン電池、電球・蛍光灯 等 |
| もやすごみ | 1回/週 | 古紙類（段ボール・雑誌・新聞紙等はりサイクル）、紙の菓子容器、コーヒーのかす、掃除機のパック、紙オムツ等、煙草の吸い殻、古着、紙くず・ティッシュ 等 |
| 資源ごみ | 1回/週 | ペットボトル類、プラスチック・ビニール類、カン類 等 |
| 粗大ごみ | 2回/月 | 木・角材・板類、タンス、自転車、ストーブ、扇風機、畳、布団、ガスコンロ、机、ベッド、掃除機、クーラーボックス 等 |

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

3. 中間処理計画

①もやすごみ

もやすごみについては、各島（新城島除く）に整備している小型焼却炉施設により焼却処理を行うものとします。なお、焼却残渣については、最終処分場へ埋立処分を行います。

②もやさないごみ

ガラスコップ、陶器類、なべ等のもやさないごみについては、破碎・選別・圧縮処理を行い、金属等の有価物についてはリサイクル業者へ引き渡し再資源化を行います。有価物を除いた処理残渣については、最終処分場へ埋立処分を行います。

③資源ごみ

ペットボトルやプラスチック・ビニール類等の資源ごみについては、選別・圧縮処理を行い、リサイクル業者へ引き渡し再資源化を行います。

④粗大ごみ

タンス、ベッド、自転車等の粗大ごみについては、破碎・選別・圧縮処理を行い、金属等の有価物についてはリサイクル業者へ引き渡し再資源化を行います。有価物を除いた処理残渣については、最終処分場へ埋立処分を行います。

⑤有害ごみ

ボタン電池、電球・蛍光灯、ライター等の有害ごみについては、破碎・選別処理を行い、最終処分を行います。

⑥生ごみ

生ごみについては、各島に整備している生ごみ処理設備において堆肥化を行います。

4. 最終処分計画

本町の一般廃棄物の最終処分は、西表島にある竹富町リサイクルセンター 埋立処分地施設において行います。

5. 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「竹富町地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省）等に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を行っているところです。

6. ごみ処理施設の整備に関する計画

①焼却施設

焼却施設は現在、竹富島、黒島、小浜島、西表島、鳩間島及び波照間島に整備されており、当面は現施設を継続的に使用していきます。ただし、各施設ともに老朽化が進行しつつあり、施設更新について検討を行うものとしします。

なお、これらの焼却施設については、適正な維持管理を行いつつ、可能な限り長期的に使用していきます。

②資源化施設（リサイクル施設）

資源化施設は、竹富町リサイクルセンター（西表島）内に整備されており、当面は現施設を継続的に使用していきます。

当該資源化施設については適正な維持管理を行いつつ、可能な限り長期的に使用していきます。

③最終処分場

最終処分場は、竹富町リサイクルセンター（西表島）内に整備されており、令和元年度現在の残余容量は 18,621m³となっています。当面は当該施設を継続的に使用していきます。

最終処分場については、適正な維持管理及び最終処分量の低減を図っていくものとし、可能な限り長期的に使用していきます。

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期計画）
概要版

令和3年3月

策定者  竹富町 町民課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL (0980) 83-2574

策定委託  株式会社
沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号

TEL (098) 862-5871 代表
